## ○日の出町情報公開条例施行規則

平成13年1月22日 規則第1号 改正 平成17年2月24日規則第5号 平成20年3月31日規則第12号 平成28年3月31日規則第12号 平成28年12月13日規則第21号

(趣旨)

第1条 この規則は、日の出町情報公開条例(平成12年日の出町条例第56号。 以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。 (定義)

第2条 この規則における用語の意義は、条例の例による。

(公開請求書の提出等)

- 第3条 条例第6条第1項第3号に規定する実施機関で定める事項は、希望する公開の実施方法とする。
- 2 条例第6条第1項に規定する公開請求書は、公開請求書(様式第1号)と する。
- 3 前項の請求書の提出に当たっては、請求者が持参しなければならない。ただし、実施機関が認めた場合は、郵便、ファクシミリ又は電子メールで送付することができる。

(平成28規則21・一部改正)

(公開決定通知書等)

- 第4条 条例第11条第1項及び第2項に規定する書面は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。
  - (1) 条例第11条第1項の規定により町政情報の全部を公開する旨の決定をしたとき 公開決定通知書(様式第2号)

- (2) 条例第11条第1項の規定により町政情報の一部を公開する旨の決定をしたとき 一部公開決定通知書(様式第3号)
- (3) 条例第11条第2項の規定により町政情報の全部を公開しない旨の決定を したとき 非公開決定通知書(様式第4号)

(公開決定等期間延長通知書)

第5条 条例第12条第2項に規定する書面は、公開決定等期間延長通知書(様式第5号)とする。

(公開決定等期間特例延長通知書)

第6条 条例第12条第3項に規定する書面は、公開決定等期間特例延長通知書 (様式第6号)とする。

(第三者保護に関する手続)

- 第7条 条例第14条第1項及び第2項に規定する実施機関が定める事項は、次のとおりとする。
  - (1) 公開請求に係る町政情報のうち意見照会をする部分の内容
  - (2) 意見書の回答期限
- 2 条例第14条第1項又は第2項の規定による通知は、公開に対する意見照会 書(様式第7号)により行うものとする。
- 3 条例第14条第1項又は第2項に規定する意見書は、公開に対する意見書(様式第8号)とする。
- 4 条例第14条第3項の規定による通知は、公開決定についての通知書(様式 第9号)により行うものとする。

(電磁的記録の公開方法)

- 第8条 条例第15条第1項の規定による電磁的記録の公開は、当該電磁的記録 が原本である場合において、次の各号に掲げる電磁的記録の種類に応じ、当 該各号に定める方法により行うものとする。
  - (1) 録音テープ及びビデオテープ 当該録音テープ及びビデオテープを再生 装置により再生したものの視聴

- (2) 前号に掲げるもの以外の電磁的記録 当該電磁的記録をディスプレイ装置に出力したものの視聴又は当該電磁的記録をフレキシブルディスク及び 光ディスクに複写したものの交付
- 2 前項の規定による公開は、当分の間、電磁的記録の全部を公開する場合に 行うものとする。

(平成28規則12・平成28規則21・一部改正)

(再公開の申出)

- 第9条 条例第15条第3項の規定により更に公開を受ける旨の申出を行うものは、あらかじめ、実施機関と公開の日時及び場所について調整するものとする。
- 2 前項の調整を行ったものは、更に公開を受ける際に、公開決定通知書又は 一部公開決定通知書を実施機関に提示するものとする。

(視聴又は閲覧の中止)

第10条 実施機関は、公開決定を受けたもので町政情報の視聴又は閲覧をする ものが当該視聴又は閲覧に係る町政情報を汚損し、若しくは破損し、又はそ の内容を損傷するおそれがあると認めるときは、当該町政情報の視聴又は閲 覧を中止させることができる。

(写しの交付部数)

第11条 町政情報の公開を行う場合において、当該町政情報の写しを交付するときの交付部数は、当該公開請求に係る町政情報1件につき1部とする。

(写しの作成及び送付に要する費用)

- 第12条 条例第16条第2項に規定する写しの作成に要する費用の額は、別表に 定めるとおりとする。
- 2 条例第16条第2項に規定する写しの送付に要する費用の額は、当該写しの送付に要する郵便料金相当額とする。
- 3 条例第16条第2項に規定する費用は、写しの交付を受けるときまでに納付 しなければならない。

(審査会に諮問した旨の通知)

第13条 条例第19条第4項の規定による通知は、審査会諮問通知書(様式第10号)により行うものとする。

(平成28規則12・一部改正)

(委任)

第14条 この規則の施行に関し必要な事項は、総務課長が定める。

(平成20規則12・一部改正)

附則

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成17年2月24日規則第5号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成20年3月31日規則第12号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月31日規則第12号)

(施行期日)

1 この規則は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の施行の日(平成28 年4月1日)から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、第1条の規定による改正前の日の出町情報公開条例施行規則、第2条の規定による改正前の日の出町個人情報保護条例施行規則、第3条の規定による改正前の日の出町職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則、第4条の規定による改正前の日の出町公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則、第5条の規定による改正前の日の出町公有財産管理規則、第6条の規定による改正前の日の出町児童福祉法施行細則、第7条の規定による改正前の日の出町青少年育成支援金支給規則、第8条の規定による改正前の日の出町次世代育成クーポン交付規則、第9条の規定による改正前の日の出町保育の実施に関する条例施行規則、第10条の規定による改正前の日の出町保育の実施に関する条例施行規則、第10条の規定による

改正前の日の出町保育料徴収に関する規則、第11条の規定による改正前の日 の出町児童手当事務処理規則、第12条の規定による改正前の日の出町児童育 成手当条例施行規則、第13条の規定による改正前の日の出町こどもの医療費 の助成に関する条例施行規則、第14条の規定による改正前の日の出町ひとり 親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則、第15条の規定による改正前 の日の出町老人福祉法施行規則、第16条の規定による改正前の日の出町高齢 者の医療費の助成に関する条例施行規則、第17条の規定による改正前の日の 出町高齢者元気で健康に長生き医療費の助成に関する条例施行規則、第18条 の規定による改正前の日の出町障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支 援するための法律施行細則、第19条の規定による改正前の日の出町心身障害 者福祉手当条例施行規則、第20条の規定による改正前の日の出町結核・精神 医療給付金の支給に関する規則、第21条の規定による改正前の日の出町介護 保険条例施行規則、第22条の規定による改正前の日の出町特殊疾病福祉手当 条例施行規則、第23条の規定による改正前の日の出町がん医療費の助成に関 する条例施行規則、第24条の規定による改正前の日の出町廃棄物の処理及び 再利用の促進に関する条例施行規則、第25条の規定による改正前の日の出町 十砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則、第26条の規定に よる改正前の日の出町墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則、第27条 の規定による改正前の日の出町地区計画の区域内における建築物の制限に関 する条例施行規則に規定する様式による用紙で、現に残存するものは、当分 の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則(平成28年12月13日規則第21号) この規則は、公布の日から施行する。

# 別表 (第12条関係)

(平成28規則12・平成28規則21・一部改正)

町政情報の種類	写しの作成の方法	金額
文書、図画及び写真	複写したもの(単色刷り)	1枚につき10円
	複写したもの (多色刷り)	1枚につき50円
電磁的記録	出力したもの (単色刷り)	1枚につき10円
	出力したもの (多色刷り)	1枚につき50円
	フレキシブルディスク又	1枚につき100円
	は光ディスクに複写した	
	<b>も</b> の	

## (備考)

- 1 町政情報(電磁的記録を除く。)の写しを交付する場合は、日本工業 規格A列3番までの用紙を用いるものとする。ただし、これを超える規格 の用紙を用いたときの写しの枚数は、日本工業規格A列3番による用紙を 用いた場合の枚数に換算して算定する。
- 2 用紙の両面に印刷された文書、図画等については、片面を1枚として 算定する。

様式第1号(第3条関係)

様

公 開 請 求 書

平成 年 月 日

(実施機関)

請求者 氏 名 郵便番号 住 所 電話番号

日の出町情報公開条例第6条第1項の規定に基づき、次のとおり町政情報の公開を請求します。

1 公開請求に係る 町政情報の名称又 は内容	
2 公開の実施方法	<ul><li>(1)閲覧 (2)写しの交付 (3)視聴</li><li>(希望するものを○で囲んでください。)</li></ul>
3 備 考	受 付 欄

- (注意)1 請求者の氏名及び住所は、法人その他の団体にあっては、その名称、 事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名を記入してください。
  - 2 請求者が法人その他の団体の場合は、備考欄に連絡可能な方の氏名 及び電話番号を記入してください。

様式第2号(第4条関係)

## 公 開 決 定 通 知 書

第 号 平成 年 月 日

様

(実施機関)

平成 年 月 日に公開請求がありました町政情報については、日の出町情報公開条例第11条第1項の規定により、次のとおりその全部を公開することと決定しましたので通知します。

	公開請求に係る T政情報		-						
i	公開の日時及び 所	日明場別		年	月	F .	午前・午後	時	分
3	公開の実施方法								
4	担 当 課						· ·	線	
5	備  考								

(注意)1 この通知書を持参の上、指定の日時に指定の場所においでください。 2 指定の日時に来られない場合は、事前にその旨を電話等で担当課ま で連絡してください。 様式第3号(第4条関係)

#### 一部公開決定通知書

第 号 年 月 日

様

(実施機関)

日に公開請求がありました町政情報については、日の出町情報 公開条例第11条第1項の規定により、次のとおりその一部を公開することと決定しまし たので通知します。

1 情	公開請求に 青報	こ係る町政										
0	公開の口に	는 TA 로양된 글만	日	時		年	月	目	午前·	午後	時	分
2 公開の日時及び場所	す及い場別	場	所									
3	公開の第	<b>尾施方法</b>										1
4 相	非公開とて	する部分の										
5 分		する根拠規	日	の出	丁情報:	公開条	例第	条第	項第	号に記	亥当	
6 理	根拠規定。 里由	を適用する										
7	担	当 課					電話	(	)	-	内線	
8	備	考										

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3 この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、実施機関に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)。また、この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、町を被告として、提起することができます(なお、決定を知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、審査請求をした場合には、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。 きます

(注意) 1

1 この通知書を持参の上、指定の日時に指定の場所においでください。2 指定の日時に来られない場合は、事前にその旨を電話等で担当課まで連絡してください。

#### 様式第4号(第4条関係)

非公開決定通知書

 第
 号

 年
 月
 日

様

(実施機関)

◍

年 月 日に公開請求がありました町政情報については、日の出町情報公開条例第11条第2項の規定により、次のとおりその全部を公開しないことと決定しましたので通知します。

	公開 青報	請求に係	系る町政					
2	al i	汝情報(	の概要					
3	非么 定	:開とする	5根拠規	日の出町情報公開条例第	条第	項第	号に該当	
4 #	根換 里由	処規定を通	<b>適用する</b>					
5	担	当	課	電話	(	)	内線	
6	備		考					

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、実施機関に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)。また、この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、町を被告として、提起することができます(なお、決定を知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、審査請求をした場合には、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

# 様式第5号(第5条関係)

## 公開決定等期間延長通知書

第号平成年月日

様

(実施機関)

平成 年 月 日に公開請求がありました町政情報については、日の出町情報公開条例第12条第2項の規定により、次のとおりその期間を延長しましたので通知します。

1 公開請求に係る 町政情報				1.00
2 <sup>*</sup> 日の出町情報公 開条例第12条第 1項の規定による 決定期間	年年		日から 日まで	
3 延長後の決定 期間	年年	月月	日から 日まで	
4 延長の理由				
5 担 当 課		電話(	)  内線	
6 備 考				

#### 様式第6号(第6条関係)

# 公開決定等期間特例延長通知書

第 号 平成 年 月 日

様

(実施機関)

平成 年 月 日に公開請求がありました町政情報については、日の出町情報公開条例第12条第3項の規定により、次のとおりその期間を延長しましたので通知します。

1 公開請求に係る				
町政情報				
2 日の出町情報公開	年	月	日から	
条例第12条第3項		п		
に定める通知期間	年	月	日まで	
3 町政情報のうち相	年	月	日から	
当の部分につき公開				
決定等をする期間	年	月	日まで	
4 上記3の期間内に				
公開決定等をする部				
分				
5 残りの町政情報に				
ついて公開決定等を	年	月	日	
する期間				
6 日の出町情報公開				
条例第12条第3項				
を適用する理由				
5 担 当 課				
		電話 (	)  内線	
6 備 考				

#### 様式第7号(第7条関係)

## 公開に対する意見照会書

第 号 平成 年 月 日

様

(実施機関)

日の出町情報公開条例第14条では、公開請求に係る町政情報に第三者に関する情報が記載されている場合に、当該第三者に対して意見書を提出する機会を付与することを規定しています。

この度、次のとおり に関する情報が記録された町政情報について、 公開請求がありましたので、当該町政情報の全部又は一部を公開することについて 御意見があれば、「公開に対する意見書」により回答してくださるようお願いしま す。

1 公開請求に係る 町政情報				
2 公開請求に係る町 政情報のうち意見照 会をする部分の内容				
3 意見書の回答期限	年	月	B	
4 担 当 課	į	電話	( )	内線
5 備 考				

- (注意)1 この意見照会は、公開請求のあった町政情報を公開するかどうかの 決定を行うに際し、参考とするため行うものです。
  - 2 回答期限までに公開に対する意見書の提出がない場合は、意見の照 会の手続を終結します。

#### 様式第8号(第7条関係)

## 公開に対する意見書

平成 年 月 日

(実施機関)

提出者 氏 名 郵便番号 住 所 電話番号

様

平成 年 月 日に照会がありました町政情報の公開に対する意見は、次のとおりです。

意見照会年月日 及び番号	
公開請求に係る 町政情報	
公開に対する反 対意見の有無	有 • 無
意見(公開に反 対する理由)	
備考	
	及び番号 公開請求に係る 町政情報 公開に対する反対意見の有無 意見(公開に反対する理由)

(注意)1 提出者の氏名及び住所は、法人その他の団体にあっては、その名称、 事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名を記入してください。

2 提出者が法人その他の団体の場合は、備考欄に連絡可能な方の氏名 及び電話番号を記入してください。

#### 様式第9号(第7条関係)

公開決定についての通知書

 第
 号

 年
 月

 日

糕

(実施機関)

1

年 月 日に意見書の提出がありました町政情報については、日の出町情報公開条例第14条第3項の規定により、次のとおり公開することと決定しましたので通知します。

1 意見書の提出が あった町政情報	
2 町政情報の概要	
3 公開決定をした 理由	
4 公開を実施する 日	
5 担 当 課	電話())内線
6 備 考	

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、実施機関に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)。また、この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、町を被告として、提起することができます(なお、決定を知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、審査請求をした場合には、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

#### 様式第10号(第13条関係)

#### 審査会諮問通知書

 第
 号

 年
 月

 日

様

(実施機関)

印

年 月 日の不服申立については、日の出町情報公開条例第19条第4項の規定により、次のとおり日の出町情報公開審査会に諮問しましたので通知します。

1 審査請求に係る町 政情報						·
2 諮問をした年月日	年	月	日		-	
3 担 当 課			電話	(	)	内線
4 備 考						

様式第1号(第3条関係)

(平成28規則21・一部改正)

様式第2号(第4条関係)

(平成28規則21・一部改正)

様式第3号(第4条関係)

(平成17規則5・平成28規則12・平成28規則21・一部改正)

様式第4号(第4条関係)

(平成17規則5・平成28規則12・平成28規則21・一部改正)

様式第5号(第5条関係)

(平成28規則21・一部改正)

様式第6号(第6条関係)

(平成28規則21・一部改正)

様式第7号(第7条関係)

(平成28規則21・一部改正)

様式第8号(第7条関係)

(平成28規則21・一部改正)

様式第9号(第7条関係)

(平成17規則5・平成28規則12・平成28規則21・一部改正)

様式第10号(第13条関係)

(平成28規則12・平成28規則21・一部改正)